



## 秋の道路愛護作業実施のお願い

秋の道路愛護作業を次のとおり計画しました。振興班での実施をよろしくお願ひします。

- 受付期間 平成21年10月13日(火)～10月16日(金)
- 実施期間 平成21年10月19日(月)～10月23日(金)
- 申込みについての注意

※受付時間は、開庁日の午前8:30～12:00  
午後1:00～5:15まで。  
(碎石運搬希望日は受付先着順です。)

※受付は振興班長さん、もしくは代理の方でも結構ですので、役場建設課に用意している申し込み用紙に、直接記入して下さい。

※碎石は、申し込み(1振興班)につき、2tダンプ4台までです。

※電話での申し込み、又、受付期間以外の申し込みは出来ませんので、ご了承下さい。

※次の事項についてもぜひ作業計画をたてて、振興班等での実施をお願いします。

- ①道路側溝の清掃
- ②見通しの悪い所及び道路にはみ出ている樹木の枝落とし
- ③路側の草刈り

### 【給油券についてのお知らせ】

道路草刈り用の給油券については、草刈機1台につき1リットル、1年を通して支給しています。振興班単位だけでなく、各種団体等の活動の中で道路草刈りをする場合等にもご活用ください。

(建設課)

## ごみ収集B地区・D地区で

### 特別収集を行います

平成21年9月21日～23日は祝日のため収集を行いません。ただし、ごみ収集B地区、D地区については、次のとおり特別収集を行います。

- 平成21年9月26日(土)  
D地区(4区・7区・8区・10区・11区・12区・13区)

燃やせないごみ、金属類、古布類、古紙類

- 平成21年9月29日(火)  
B地区(1区・5区・6区・21区・22区・23区・24区)

燃やせるごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル類

※ごみは必ず朝8時30分までに出してください。

(環境対策課)

## 消費税簡易課税制度について

個人事業者でその年の前々年(以下「基準期間」)の課税売上高が5千万円以下の方は、事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」(以下「届出書」)を提出することにより、実際の課税仕入れに係る消費税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度を適用して消費税の申告をすることができます。

納付税額は、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を、課税売上高に対する消費税額に掛けたものを仕入控除税額とみなして計算します。

この、簡易課税制度を選択しようとする個人事業者は、その適用しようとする年の前年12月末までに届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、簡易課税制度を選択すると、2年間はその選択を取りやめることができません。

また、届出書を提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が5千万円を超える方は簡易課税制度を適用することができませんから、課税仕入れに係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れの事実を記録した帳簿及び課税仕入れの事実を証する請求書等の両方の保存が必要になります。

簡易課税制度及び消費税についての帳簿の記載事項などについて、お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

■高鍋税務署 電話 22-1373 ※自動音声案内

## 災害にあったときの税

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けられた方には、次のとおり、納税の期限を延長したり、税負担を軽減するなどの方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しております。詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

### 【申告などの期限の延長】

災害などの理由により、期限までに申告や納付ができないときは、税務署長に期限の延長を申請し、承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で期限を延長することができます。

### 【納税の猶予】

災害により損害を受けたため税金を納期限までに納めることができない方は、前述の納期限の延長のほかに、一定の要件の下で納税の猶予を受けられる場合があります。(災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。)

### 【所得税の軽減・免除】

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、一定の要件の下、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除による方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

■高鍋税務署(電話:0983-22-1373) ※自動音声案内(税務課)

## 就学時健診を実施します

来春小学校へ入学予定の幼児の健康診断を次のとおり実施します。

### ■実施日及び対象学校

平成 21 年 10 月 19 日(月)・20 (火)・22 日(木)

■10 月 19 日(月) 川南小学校(5 区～9 区)と山本小学校

■10 月 20 日(火) 通山小学校と東小学校

■10 月 22 日(木) 川南小学校(1 区～4 区)と多賀小学校

■場 所 川南町農村改善センター

■受付時間 午前 8 時 00 分～午前 8 時 45 分

■終了予定時間 午後 3 時

(教育総務課)

## 多賀ふれあいフェスタ開催

毎年恒例の多賀ふれあいフェスタが下記のとおり開催されます。芸能余興、出店、盆踊りと内容盛りだくさんですので、ご家族、ご友人お誘いあわせの上、是非ご来場ください。

■日時 平成 21 年 10 月 10 日(土) 午後 4 時 30 分～

■場所 多賀小学校グラウンド

(生涯学習課)

## 十五夜祭りへのご案内

川南町盆踊り保存会が主催しております十五夜祭りを、今年は次の通り実施することとなりました。今回は例年以上に盛会に催したいと思っておりますので、御家族ならびに地域の皆様お誘いあわせの上、御参加くださいますよう御案内します。

■主 催 : 川南町盆踊り保存会

加盟団体＝川南盆踊り保存会

多賀盆踊り保存会

大久保盆踊り保存会

通り山盆踊り保存会

20 分館盆踊り保存会

■日 時:平成 21 年 10 月 3 日(土曜日)午後 7 時開始  
(雨天時は 4 日に順延)

■場 所 : トロントロンドーム前(楠並木通り西)

(生涯学習課)

## 戸籍だより (7月15日から8月14日届出分)

### おめでた

出 生 児	親の名	振興班
どうち のりか	ともあき	
道地 紀香	智明	18地区
かい ちひろ	ひろし	
甲斐 千尋	博	赤坂
かわの こうじ	こうじ	
河野 ユウ	剛二	伊倉1
かわの ゆきな	ようじ	
河野 優妃菜	央治	18地区
たざき ひなた	まさゆき	
田崎 陽	正幸	西の別府1
しいのき みずき	ゆうじ	
椎木 瑞生	祐司	20地区
ひが るい	まさる	
比嘉 琉偉	勝	光
ほりお ゆうが	みさと	
堀尾 優牙	美里	十文字

### おくやみ

氏 名	年 齢	振興班
おしかわ はなみ		
押川 花美	41 歳	3地区
てらばる さちお		
寺原 幸男	40 歳	塩付住宅
しらいし じゅんいち		
白石 醇一	61 歳	清里
ふかだ		
深田 ミヨ子	81 歳	西番野地

### おくやみ

氏 名	年 齢	振興班
おかざき けんいち		
岡崎 健市	97 歳	13地区
おおくぼ あきら		
大久保 昭	69 歳	10地区
こだま たみよ		
児玉 民世	88 歳	通浜1
おしかわ ちあき		
押川 千秋	93 歳	トロントロン
うめざき やすいち		
梅崎 安一	67 歳	宮嶋2
かわの とみお		
河野 富夫	78 歳	込の口
ながた		
永田 スミエ	95 歳	住吉
いき		
壹岐 ミドリ	84 歳	上番野地
かなつぐ きみこ		
金次 喜美子	89 歳	西通山
なかしま ようこ		
中嶋 洋子	59 歳	8地区
なす ますお		
奈須 増雄	68 歳	南番野地
あおやま ひさこ		
青山 久子	91 歳	通浜中
ひだか		
日高 ミツヨ	72 歳	松原3
ながとも よしお		
永友 義男	94 歳	須田久保

戸籍だよりへの掲載を希望されない場合は、届出の際に窓口でその旨をお知らせください。

# 浄化槽適正管理実態調査ご協力のお願い

財団法人宮崎県環境科学協会では、県の委託を受け、このたび県内すべての地域（ただし、宮崎市を除く）において、浄化槽の設置状況等の実態調査を実施することになりました。

宮崎県の浄化槽台帳をもとに浄化槽の設置状況を把握するため、宮崎県環境科学協会の調査員が戸別訪問し、聞き取り調査及び適正管理の啓発推進を行います。

つきましては、浄化槽を設置されている皆様のご協力をお願いします。

※調査対象浄化槽は、川南町内で浄化槽台帳情報が最新になっていない約900件程度です。

※浄化槽法に基づく「保守点検」、「清掃」及び「法定検査」について、適正な維持管理が行われている施設は対象外となります。

**調査予定期間 平成21年9月10日から平成21年11月30日まで**

## ◎浄化槽法では、浄化槽の使用について、次の3つの義務があります。

- 1. 法定検査**（宮崎県環境科学協会が依頼を受けて実施します。）  
法定検査は、自動車の車検に当たるものです。浄化槽で処理された水が処理目標水質以下であるかどうかを検査します。
- 2. 保守点検**  
汚水が正しく処理されるように、微生物の管理や槽内の装置、附属機器の点検・調整、消毒薬の補充等を行います。
- 3. 清 掃**  
浄化槽内に溜った汚泥の除去、機器の洗浄など清掃を行います。

○浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理します。日頃の管理が良くないと河川を汚す原因になってしまいます。したがって、調査の結果、浄化槽法に基づく適正な管理や法定検査が実施されていない場合には、当該検査を受けていただきますので、後日併せてご案内します。

### この調査に関する問合わせ先

◇（財）宮崎県環境科学協会 浄化槽検査課

〒880-0911 宮崎市大字田吉 6258-20

電話番号 0985-51-4331

◇川南町役場 上下水道課 下水道係 27-8015